

五島市後援等及び五島市長賞の交付に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、団体等が主催する事業又は行事（以下「事業」という。）に対する市の後援、協賛及び共催（以下「後援等」という。）並びに五島市長賞（以下「市長賞」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 市が事業の趣旨に賛同し、奨励の意を表して市の名義の使用を承認することによって支援することをいう。
- (2) 協賛 事業の企画又は運営には参画しないが、市が事業の趣旨に賛同し、奨励の意を表して市の名義の使用を承認するとともに、事業の実施に必要な協力を行うことをいう。
- (3) 共催 市が事業の趣旨に賛同し、奨励の意を表して市の名義の使用を承認するとともに、共同主催者として事業の企画又は運営に参画することをいう。
- (4) 市長賞の交付 市長が主催者を通じて、顕彰すべき事業の参加者に、当該主催者が用意した賞状を交付することをいう。

(承認の基準)

第3条 後援等及び市長賞の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する団体等が主催する事業とする。

- (1) 国若しくは地方公共団体又はこれらに属する機関
- (2) 学校等の教育機関又はその連合体
- (3) 公益法人又はこれに準ずる団体
- (4) 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関
- (5) その他市長が適当と認める団体等

2 後援等及び市長賞の交付の対象となる事業は、その目的及び内容が市の行政運営に関する方針に合致し、市の施策の推進に寄与すると認められる事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内で開催される事業で市民を対象としたものであること、又は市を広く

知らしめることが期待できる事業であること。

- (2) 主催者の所在が明確で、事業を遂行する能力が十分であると認められること。
- (3) 入場料、参加料その他費用を徴収する場合は、徴収の額及び目的が適正かつ明確であること。
- (4) 実施期間、場所、方法等が適正で、公衆衛生及び事故防止等に関して十分な措置が講じられていること。

3 市長賞の交付は、前項の規定に該当する事業であって、次に掲げる要件を全て満たすものに行うものとする。

- (1) 参加者が競い合うことにより、技能の一層の向上が期待できると認められるものであること。
- (2) 主催者において、公平な審査が行われるものであること。

(承認の制限)

第4条 前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、事業が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該事業に係る後援等及び市長賞の交付を行わないものとする。

- (1) 法令等若しくは公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 専ら営利又は商業宣伝を目的とするもの
- (3) 特定の宗教若しくは政党を支持し、又は反対する意図があると認められるもの
- (4) 特定の主義主張の浸透を図ることを目的とするもの
- (5) 五島市暴力団排除条例（平成24年五島市条例第34号）第2条第1号に規定する暴力団と関係があるもの又はそのおそれがあるもの
- (6) その他後援等及び市長賞の交付を行うことが不適当と認められるもの

(承認の申請)

第5条 後援等及び市長賞の交付を受けようとする団体等（以下「申請者」という。）は、原則として、後援等及び市長賞の交付の承認の決定を希望する日の15日前までに、後援等及び五島市長賞交付承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 定款、規約、会則、役員名簿等の申請者の概要がわかる書類

- (2) 事業計画書、開催要項等の事業の目的及び内容がわかる書類
- (3) 入場料、参加料その他費用を徴収する場合にあっては、事業に係る収支予算書（様式第2号）
- (4) その他市長が必要と認める書類
（承認等の通知）

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受領したときは、速やかにその内容を審査し、後援等及び市長賞の交付を承認することが適当と認めたものについては後援等及び五島市長賞交付承認通知書（様式第3号）により、不適当と認めたものについては後援等及び五島市長賞交付不承認通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（承認の期間）

第7条 後援等及び市長賞の交付の承認期間は、承認の日から当該事業終了の日までとする。

（変更の届出）

第8条 後援等及び市長賞の交付の承認を受けた団体等（以下「事業実施団体」という。）は、当該事業を中止するとき、又は事業計画等に変更が生じたときは、速やかに後援等及び五島市長賞交付承認事項変更届出書（様式第5号）に当該変更事項を記載して、市長に届け出なければならない。

（承認の取消し）

第9条 市長は、事業実施団体が次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、その承認を取り消すことができる。この場合において、市長は、後援等及び五島市長賞交付承認取消通知書（様式第6号）により、事業実施団体に通知するものとする。

- (1) 申請の内容等に偽りその他の不正行為があったとき。
- (2) 承認の基準を満たさなくなったとき。
- (3) 市の名誉を傷つけ、又は信用を失墜させる行為があったとき。
- (4) その他後援等及び市長賞の交付に適しないと認められる行為があったとき。

2 前項の規定による承認の取消しにより事業実施団体に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わないものとする。

3 第1項の取消しの決定を受けた事業実施団体は、速やかにその旨を周知し、公表した印刷物等から市の名称を削除する等の適切な対処をしなければならない。

(実績報告)

第10条 事業実施団体は、事業の終了の日から30日以内に、後援等及び五島市長賞交付事業実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業の実施状況がわかる資料等

(2) 入場料、参加料その他費用を徴収した場合は、事業に係る収支精算書(様式第2号)

(事務処理)

第11条 後援等及び市長賞の交付に関する事務は、その事業に最も関わりのある事務を分掌している課等が担当するものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、後援等及び市長賞の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。